

令和 8 年度 保育園のごあんない 令和 7 年度からの主な変更点

項番	ページ	変更内容	説明
1	表紙	中央区LINE公式アカウントのQRコードを削除し、電子申請のページのQRコードに変更しました。	中央区保育課では保護者による手続きの利便性向上のため、LoGoフォームによる電子申請を順次拡大しています。 ⇒中央区ホームページ ページID：17313 https://www.city.chuo.lg.jp/a0021/hoikunyuen/dennshishinnsei.html
2	p.12~13	これまで電子申請の期限は、提出期間最終日の17:00でしたが、令和 7 年11月（令和 8 年 1、2、4 月入所も申込提出期間）より23:59までに変更しました。	LoGoフォームによる電子申請の利便性向上のため、受付時間を拡大しました。
3	p.14	就労証明書等の有効期間について、入所希望月の6か月前の2日以降に発行されたものとしていたのを、1日以降に発行されたものとするよう変更しました。	保護者にとって分かりやすくなるよう「6か月前」の解釈を改め、有効期間の要件を緩和しました。
4	p.14	求職認定を受ける際に提出する「求職活動状況申立書」に添付する、求職活動していることを示す書類を不要としました。	従前どおり、入所後3か月以内に就労したことを示す書類を提出しなければ退所となります。そのため申込時の手続きを簡易化しました。 なお、「求職活動状況申立書」については、「認可保育所等入所申込」の電子申請フォームの中で入力し提出することができます。
5	p.15	単身赴任優先の適用要件について、会社員等の一定の方については、賃貸借契約書などの添付書類を不要としました。	勤務先等が就労証明書に記載していれば十分な客観性があるものとし、要件を緩和しました。会社員であっても、家族従業者等の場合は従前どおり添付書類の提出が必要となりますのでご注意ください。
6	p.17	調整指数12について、適用の対象となるベビーシッターの要件から”等”を外しました。	要件を明確化しました。全国保育サービス協会または東京都ベビーシッター利用支援事業に登録があるベビーシッターが対象となります。
7	p.17	転入予定者の必要書類について、転入予定日が変わった場合はそのことを示す資料を求めることを明記しました。	申し込みをお受けするためには、入所の前月末までに転入することが見込まれる必要があるため、当初契約より転居が早まった場合などにはその変更内容を示す書類を求めています。手続きの不備を防止し余裕をもってお申し込みいただくため説明を追記しました。
8	p.17	課税証明書の提出対象を狭め、転入予定者・区外在住者のみ提出するよう変更しました。	マイナンバー照会や庁内情報連携により課税状況を確認する対象を拡大することで、保護者の提出書類を減らし手続きを簡易化しました。
9	p20~33	新しい保育園や定員について変更しました。 令和 7 年12月よりにじいろ保育園HARUMI FLAG、令和 8 年 4 月よりピノキオ幼児舎 HARUMI保育園が新たに開園します。	定員数など、随時変更となる場合があります。最新の情報については中央区ホームページをご参照ください。
10	p.39	調整指数8,9（居宅訪問型保育事業、期間限定型保育事業を利用している方が対象となる調整指数）について、「就労など（産前産後休暇および求職中を除く）」要件を追加しました。	居宅訪問型保育事業・期間限定型保育事業の利用者が増加傾向にあるため、無認可保育施設等を利用している方が対象となる調整指数の要件と同等の要件としました。
11	p.39	調整指数11,12（認証保育所、企業主導型保育、無認可保育施設等を利用している方が対象の調整指数）について「入所を申し込む場合」の要件を追加し、転園の申し込みは対象外としました。	認可保育所等に在籍しながら無認可保育施設等に通うことは通常は想定していませんが、そのような場合に調整指数を加算することが本来の主旨ではないため、疑義が生じないように明記しました。
12	p.39	【重複適用の可否について】で調整指数の重複制限を追加し、まとめました。	複数の園の併用など、通常は想定しづらい状況に対してもなるべく疑義が生じないように、明記しました。
13	p.41	「育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」の説明を全体的に修正しました。 ・就労証明書等の提出は必須です。 ・申込有効期間は通常申込と同様です。 ・希望した園に空きがあれば内定する旨、明記しています。	育児休業給付金の延長申請の厳格化に伴いお問い合わせいただいた内容を鑑み、説明の明確化および事務運用の一部変更を行いました。
14	p.44	復職予定で申し込んだ場合の復職期限を、入所月末日までとしていたところを、入所翌月1日までに変更しました。	ご勤務先の都合で月の初日の復職になってしまうという相談が寄せられることがあり、慣れ保育の必要性なども考慮し緩和することとしました。
15	p.51	転入再申請という手続きはなくし、代わりに変更届による転入の手続きをしていただくよう変更しました。	記載する書類は簡易なものになりますが、転入予定でお申し込みいただいた場合、中央区役所 6F保育課保育入園係にてお手続きが必要であることに変更はありませんので、ご注意ください。
16	p.56	第 4 章「配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて」を全体的に修正しました。	全体的に説明を整理し、医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについてより詳細を記載しました。 明石町の医療的ケア児専用保育室のご利用については、中央区ホームページ上でも情報を更新して参ります。またご利用の検討に際しては区へご相談ください。

項番	ページ	変更内容	説明
17	p.74	入所後に提出が必要な書類について、申込時と状況が変わらない方は原則提出不要としました。	保護者の手続き負担を軽減するために、入所後にもう一度、内容の変わらない就労証明書や診断書等を作成することは不要とします。ただし、状況が変わる方（例として、育児休業中に申し込み入所後に復職する方など）については、保育を必要とする事由を確認する必要があるため、従前どおり提出が必要です。 また、上記は原則的な取り扱いとなりますので、詳細は入所前に個別に送付される通知をご確認ください。
18	p.77	保育の停止ができる要件に、里帰り出産を追加しました。	これまでお子さんのけがや病気の場合に限っていましたが、里帰り出産のため保育園をお休みすることができることとしました。なお期間については、けがや病気の場合と同じく2か月間までとなりますのでご了承ください。
19	p.84~88	令和7年9月から保育料が無償化されたため、保育料に関する記載を一部削除し、全体的に修正しました。	—
21	p.98	東京都認証保育所保育料の補助制度が変更となったため、現行制度に合わせて修正しました。	令和7年9月からの保育料無償化に対応し補助上限額が引き上げられています。詳細については保育課保育給付係にお問い合わせください。
22	p.98	認証保育所のピノキオ幼児舎月島園について、令和8年4月1日の移転及び認可化について説明を付け加えています。	—
23	p.108~109	入所申込の様式を改正したため、記載例のイメージや注釈記載を修正しました。	令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。また電子申請（LoGoフォーム）は、新しい様式に対応しています。 ⇒中央区ホームページ ページID：17313 https://www.city.chuo.lg.jp/a0021/hoikunyuen/dennshishinnsei.html
24	p.112	就労証明書の様式を改正したため、記載例のイメージや注釈記載を修正しました。	令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。 作成していただく事業者の負担軽減のため、こども家庭庁より公開されている標準様式と同じ様式となりました。 また、従前の様式で作成されたものであっても、当面の間、受け付けております。
25	様式	入所申込の様式を改正しました。	令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。また、電子申請（LoGoフォーム）は新しい様式に対応しています。 ⇒中央区ホームページ ページID：17313 https://www.city.chuo.lg.jp/a0021/hoikunyuen/dennshishinnsei.html
26	様式	転園申込の様式を改正しました。	令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。また、電子申請（LoGoフォーム）は新しい様式に対応しています。 ⇒中央区ホームページ ページID：17313 https://www.city.chuo.lg.jp/a0021/hoikunyuen/dennshishinnsei.html
27	様式	健康状態調査書の様式を改正しました。	令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。また、電子申請（LoGoフォーム）は新しい様式に対応しています。認可保育所等入所申込、認可保育所等転園申込、子どものための教育・保育給付認定に係る変更届のフォームの中で入力し、提出することができます。 ⇒中央区ホームページ ページID：17313 https://www.city.chuo.lg.jp/a0021/hoikunyuen/dennshishinnsei.html
28	様式	兄弟姉妹入所（転園）条件確認表の様式を改正しました。	樹形図に沿って質問に答えることで意向に近い条件が提示されるようになりました。また、裏面の説明文も平易な文章となるよう修正しました。 令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。また、電子申請（LoGoフォーム）は新しい様式に対応しています。認可保育所等入所申込、認可保育所等転園申込、子どものための教育・保育給付認定に係る変更届のフォームの中で入力し、提出することができます。 ⇒中央区ホームページ ページID：17313 https://www.city.chuo.lg.jp/a0021/hoikunyuen/dennshishinnsei.html
29	様式	就労証明書の様式を改正しました。	令和7年10月より、新しい様式でご提出ください。 作成していただく事業者の負担軽減のため、こども家庭庁より公開されている標準様式と同じ様式となりました。 また、従前の様式で作成されたものであっても、当面の間、受け付けております。

※軽微な修正、主旨に変更のない修正などは省略しています。

【問合せ先】 保育課保育入園係 03(3546)5227・5387・9587